

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
3月26日
(火曜日)

目 次

○監査公表
監査公表（五件）



監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成三十一年三月二十六日

山口県監査委員	榎 本 利 光
〃	上 岡 康 彦
〃	小 田 正 幸
〃	木 村 進

監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成三十一年三月二十六日

監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成三十一年三月二十六日

山口県監査委員	榎 本 利 光
〃	上 岡 康 彦
〃	小 田 正 幸
〃	木 村 進

監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査について、同条第五項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、これを公表します。

平成三十一年三月二十六日

山口県監査委員	榎 本 利 光
〃	上 岡 康 彦
〃	小 田 正 幸
〃	木 村 進

監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、別冊のとおり同条第七項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考と

平成三十一年三月二十六日印刷
平成三十一年三月二十六日発行

発行人

山口県知事

して措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表します。

平成三十一年三月二十六日

山口県監査委員

〃 〃 〃

榎本利光
上岡康彦
小田正幸
木村進